

令和4年度社会福祉法人指導監査の実施状況

| | |
|---------|---------------------------|
| 法人名・施設名 | 社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会 |
| 監査の種類 | 社会福祉法人指導監査 |
| 監査実施日 | 令和4年11月25日 |
| 実地・書面の別 | 実地 |
| 監査担当課 | 鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課 |

総評

- ・ 理事会の開催に当たっては理事の出席ができるよう日程調整を適切に行うこと。
- ・ 一部不適切な会計処理が見受けられるので、社会福祉法人会計基準等に基づき適切に処理すること。

| 文書指摘事項 | | 是正・改善状況報告 |
|--------|---|---|
| 1 | <p>理事会を続けて2回欠席している理事があった。</p> <p>については、理事会の開催に当たっては理事の出席が可能な日程となるよう必要な調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、当該理事の改選を検討すること。</p> <p>なお、本件指摘は前回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は「出席可能となるような開催日の調整と早期に開催案内を通知することで理事会への出席を要請する。」旨の回答をしているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: right;">(審査基準第3の1(3))</p> | <p>開催予定に合わせ欠席が続く理事については、個別に十分な日程調整を行った上で、理事会の開催通知を行う。なお、開催通知は1か月程度前もって通知する。</p> |
| 2 | <p>令和3年6月3日開催の理事会において、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていることが確認できなかった。</p> <p>については、監事は理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証するよう、同意書を保存し、又は当該同意を理事会の議事録に記録すること。</p> <p>(法第43条第3項により準用する一般法人法第72条第1項)</p> | <p>2名の監事から同意を得て、理事会で監事選任案を決定し評議員会で新監事を選任する。</p> |